

「旭川市の保育と市立保育所の在り方」の推進について

- 1 保育センター（仮称）の取組及び組織等の概要
- 2 市立新旭川保育所閉所及び閉所時期
- 3 市立近文保育所及び市立神楽保育所の民間移譲に係る課題等のまとめ
- 4 保育センター（仮称）設置場所及び民間移譲対象に関する比較検討

1 保育センター（仮称）の取組及び組織等の概要

設置目的

本市の保育水準の向上を図り、保育が必要な全ての子どもと保護者に対して保育を提供できる環境の実現に資する。

施策の展開

- 保育が必要な全ての子どもと保護者に対して保育を提供できる環境とするため、市内の就学前教育・保育施設及びそれらの施設で働く保育従事者に対して、保育水準の向上につながる取組が必要。
- 同時に、現在、保育を必要としている子どもや保護者に対して、速やかに提供していくことも必要。
- 多様なニーズのうち、当面、医療的ケア児及び特別支援保育に関する取組を優先し、これらに関するセーフティネットを提供するとともに市内の各施設においても対応が可能となるよう関連する取組を進める。

組織等の概要及び各部門の機能

- 保育センターは、事業部門と保育部門を持つ。
- 事業部門は、市内の就学前教育・保育施設及びそれらの施設で働く保育従事者に対して、全体の保育水準の向上に係る取組を行う。
- 保育部門は、保育を必要とする子どもと保護者に対して、直接、保育等を提供する。
- 特に、医療的ケア児や特別支援保育に関する保育部門のノウハウを事業部門を通じて、市内の各施設や保育従事者に普及拡大させる。



取組の柱 1 保育の質の向上 注) 事務・事業は、検討段階のもの

当面、特別支援保育及び医療的ケア児を優先し、全市的な受入体制の構築を進めるほか、保育従事者の確保等の取組を実施する。

区分	事務・事業	事業概要	
①	特別支援保育に関する関係者・関係機関等調整業務	利用に当たり、施設の体制や児童の状態等による受入困難ケースについて、その児童や保護者と施設をつなぐ調整的役割を担い、入所に向けた諸条件の整理を行う。	既存
②	特別支援保育に関する民間事業者に対する支援業務	利用の際に、必要に応じて一定期間、当該施設に市保育士を派遣し指導等を行う。	新規
③	特別支援保育及び医療的ケア児に係る相談業務	保護者からの相談に対して関連するサービス内容について情報提供を行う。	拡充
区分	事務・事業	事業概要	
①	保育士確保事業	保育士イメージアップ事業、保育士資格取得支援事業、保育士宿舎借り上げ支援事業	既存
②	保育士等研修事業	委託して実施	既存
③	子育て支援員研修事業	委託して実施	既存

取組の柱 2 保育のセーフティネット

当面、医療的ケア児の受入開始及び特別支援保育の拡大等を進める。

区分	事務・事業	事業概要	
①	医療的ケア児を含めた保育の実施	保育を必要としている地域の子どものほか、医療的ケア児等に対して保育を実施。	新規
②	特別支援保育の受入拡大	特別支援保育について受入人数を拡大する。	拡充
③	医療的ケア児を含めた一時預かりの実施	医療的ケア児を優先して一時預かりを実施。	新規

取組の柱 3 地域の子育て支援の充実

認可保育所として、保育を必要としている地域の子どもと保護者に対して保育を提供する。

2 市立新旭川保育所閉所及び閉所時期

経過

- 「旭川市の保育と市立保育所の在り方」（令和4年5月策定）において、新旭川保育所の今後について、「地域の需給状況や入所児童の推移を踏まえながら、令和6年度末をもって閉所を検討する」としている。
- なお、「在り方」において、「近文保育所又は神楽保育所のいずれかを民間移譲し、もう一方の施設は保育センターとして設置する」旨の方向性も整理されている。

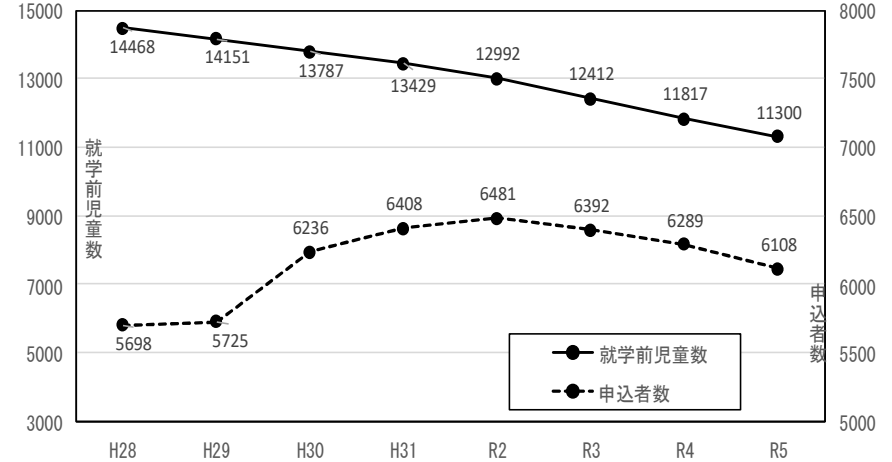
新旭川保育所の閉所

- 就学前児童数の減少により、全市的に、利用児童数が低下し、定員数と利用児童数の差は毎年度拡大している（各グラフ：各年度4月1日）。
- 新旭川保育所近隣施設における需給状況を見ると、全市的な傾向と同様に、利用児童数の低下、定員数と利用児童数の差が毎年度拡大しており、新旭川保育所を閉所した場合でも令和7年度以降、これらの施設において地域の保育ニーズに対応できる見込み。
- これらのことから、「在り方」において整理した方向性について、変更を要する状況はないことから、令和6年度末をもって閉所することを想定し、関連する取組を進める。

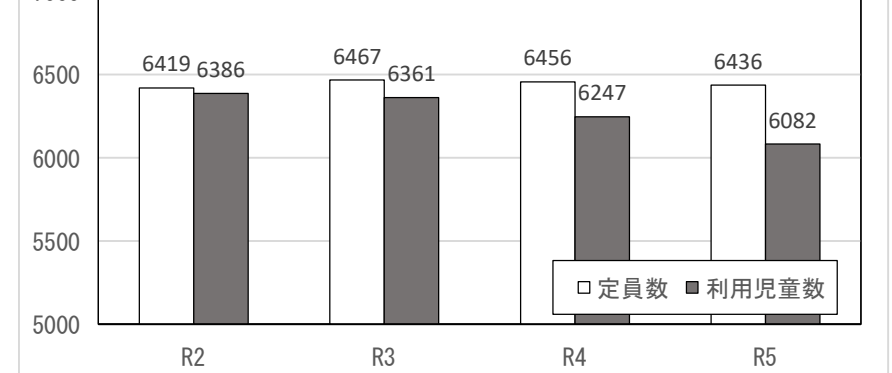
主な取組

- 新旭川保育所利用者の個別ニーズの把握
 - ・個別の状況を考慮した転園先等の意向確認及び調整。
- 特別支援保育
 - ・実施施設数及び利用定員数の維持
- 病後児保育
 - ・実施施設数及び利用定員数の維持

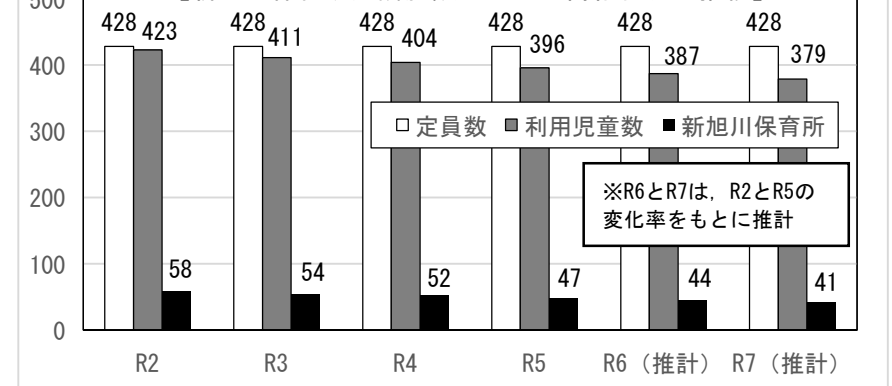
【就学前児童数及び保育所等申込者数の推移】



【就学前保育に関する定員数及び利用児童数の推移】



【新旭川保育所近隣施設における需給状況の推移】



3 市立近文保育所及び市立神楽保育所の民間移譲に係る課題等のまとめ

市立保育所の民間移譲に係るサウンディング型市場調査の概要

- 本調査は、「旭川市の保育と市立保育所の在り方」（令和4年5月策定）において、民間移譲の手法を含め保育を継続することとした近文保育所及び神楽保育所について、民間事業者との対話を通じて、民間移譲の可能性を把握することを目的として、令和5年2月から3月にかけて実施した。
- 調査（対話）には、近文保育所6者、神楽保育所12者が参加し、それぞれ「施設の魅力やポテンシャル」、「ハード及びソフト面での課題や懸念」、「公募条件等の提案」について対話を行った。

事業者から示された内容の整理及び検討

- 近文保育所については、課題や懸念として15項目が示され、特に施設の老朽化（4者）について関心が高い。
- 神楽保育所については、課題や懸念として24項目が示され、特に土地及び建物の移譲条件（7者）、管理運営（4者）など、複合施設に起因する内容について関心が高い。

民間移譲に向けた検討

- いずれの施設においても民間移譲が困難である決定的な要因はない。
- 近文保育所の主たる課題や懸念である施設の老朽化については建替え等により対応が可能。
- 神楽保育所の主たる課題や懸念については、複合施設である以上、建替え等がない限り、解決策が複雑かつ事業者への制約が一定程度残る。
- これらのことから、近文保育所の方が民間移譲の適性が高い。

【近文保育所に関する主な意見及び解決手法】

項目	事業者から示された内容	解決手法等	
魅力やポテンシャル	住宅地に立地しており、近隣に保育園が少ないことから事業見通しの面で肯定的な評価。	本地域において、定員増を伴う施設整備は予定していない。	
課題や懸念	建物の老朽化	建築後40年が経過し、今後も使用し続ける場合は懸念材料となる。	施設の建替え又は修繕等によって対応可能。
	利用者の利便性	利用者の登降園に関して、敷地の構造上、進入路が限られ、しかも狭い。	立地場所に起因する課題であり解消は困難。
	引継ぎ	移譲する際は、児童及び保護者への影響に配慮し、十分な引継ぎが必要。	民間移譲の際には、合同保育の実施などを含めて十分な配慮を講じる。
	保育士の確保	移譲に伴い必要となる保育士の確保。	会計年度任用職員については、本人の意向による。
提案	建替え	施設の老朽化に鑑み、建替えを前提に参加したい。	国の補助制度が継続している限り、建替えに対する補助は検討可能。
	修繕等による活用	施設の老朽化は見られるものの、必要な修繕を施すことで引き続き活用することが可能。	建物は新耐震の基準で建築されており認可保育所としての設備及び基準を満たしているため、早急に建替えが必要な状態ではない。

【神楽保育所に関する主な意見及び解決手法】

項目	事業者から示された内容	解決手法等	
魅力やポテンシャル	立地環境や利便性など、事業見通しの面で肯定的な評価。	本地域において、定員増を伴う施設整備は予定していない。	
課題や懸念	土地及び建物の移譲条件	複合施設であることから、移譲形態の整理が必要となる。	土地は貸付け、建物（保育所部分）は売却により対応が可能。
	保守管理	移譲後の保守管理について、明確化できるか。	完全に分離することは困難。いきいきセンター神楽と保守管理の委託等の協議調整が伴う。
	ホールの使用	ホールを借りている状態が不安。	ホール全体の1/4を常時使用し、それ以上の使用が必要な場合は、その都度、いきいきセンター神楽と協議が必要。
	建物の増改築	建物の増改築に関する制約。	いきいきセンター神楽との協議が必要。
	保育士の確保	移譲に伴い必要となる保育士の確保。	会計年度任用職員については、本人の意向による。
提案	管理運営	建物の全体で共用しているボイラー等について、完全に分離しておきたい。	複合施設である以上、管理運営を完全に分離することは困難。

4 保育センター（仮称）設置場所及び民間移譲対象に関する比較検討

○保育センター設置場所の比較検討に当たっての留意事項

<p>【保育センターの設備等】 ○保育センターは、事業部門と保育部門で構成し、事業部門において必要な設備は事務執務室と相談室、保育部門は認可保育所としての設備及び運営等の基準を満たすことが必要。</p>	<p>【事業部門の設備等】 ○事業部門は、市内の教育・保育施設等の関係者が不定期に来所することが見込まれる。 ○事業部門において必要な設備は、執務室約50㎡（職員9人）と相談室30㎡（15㎡×2室）で、既存施設の増築で対応する場合は付帯設備等は必要ない。</p>	<p>【保育センターの設置場所・環境】 ○保育センターは、事業部門と保育部門のいずれも利便性に配慮することが望ましい。 ○保育部門のノウハウを事業部門で市内全域に広げるため、事業部門と保育部門は一体的に配置することが望ましい。 ○保育部門は地域の保育ニーズにも対応するため、地域の需給体制への影響も考慮することが必要。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○保育センター設置場所の比較検討

項目	神楽保育所の場所に設置する場合	近文保育所の場所に設置する場合
施設整備の必要性	事業部門のスペースについて増築が必要。	事業部門のスペースについて増築が必要。ただし、既存建物の建築年数を考慮すると事業部門の実施に併せて建替えが必要。
施設整備の方法	職員駐車場のスペース又は園庭方向に増築可能な敷地あり。	園庭方向に増築可能な敷地はあるが、建築から相当な年数が経過しているため、建替えを含めた検討が必要。
施設整備の問題点	職員駐車場のスペースに増築する場合は、調理室等既存設備を含めた再配置等が必要。	建替えの場合、これに充てる国等からの特定財源がない可能性がある。
市民の利便性 (全市的な拠点性)	市内中心部に位置し、利便性は高い。	神楽と比べると利便性が低い。住宅地の中にあるため、駐車場の確保や狭隘な導線など課題がある。
センターの機能発揮	一体的に機能を発揮できる。市内中心部にあるため、保育部門及び事業部門のいずれにおいても機能を発揮できる。	一体的に機能を発揮できる。中心部から北西方向に偏っており、神楽保育所と比べると全市的な拠点として、やや制約がある。
事業部門整備に係る 主な作業内容	基本計画→基本設計→実施設計→工事→供用開始	建替えの場合：建替え用地の確保→基本計画→基本設計→実施設計→工事→供用開始